

## 公認資格未認定者に係る資格認定規程

- 第1条 この規程は、本連盟公認規程第3条に定める公認料等の支払い手続が期日までに行われず、資格が認定されなかった者の資格認定に関し、必要な事項を定める。
- 第2条 前年度の公認料等の支払い手続が期日までに行われず資格が認定されなかった者が、当該資格の認定を希望し、以下の3項目を満たした場合、資格認定申請料を添えて、所属加盟団体から申請することができる。
- (1) 資格の認定を申請する年度の会員登録が完了していること
  - (2) 加盟団体長が認定申請を承認していること
  - (3) 当該資格の合格証等証明書類（写）が提出できること
- 第3条 資格認定の申請期間は、申請する年度の会員登録完了後、4月末日までとする。
- 第4条 資格を認定するために各種公認・登録一覧表に定める下記の申請料を納入しなければならない。
- (1) 過年度登録者にかかる資格再認定規程第4条（1）に準ずる金額
  - (2) 当該資格の公認料
  - (3) 当該資格の合格年度の年次登録料（必要な場合）
  - (4) 当該資格の申請年度の年次登録料（必要な場合）
  - (5) 当該資格のバッジ代（必要な場合）
- 第5条 申請後の申請料は返還しない。
- 第6条 資格の認定は、当該本部理事会において認定する。
- 第7条 認定された資格は、当該本部理事会承認後、前年度に遡り、有効になる。
- 第8条 認定に関して疑義が生じた場合は、当該本部理事会の決定による。
- 第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

令和 5年 9月 29日 制定